

「芦屋市健診予約一元化システム」構築等業務委託提案依頼用仕様書

1 業務委託名

「芦屋市健診予約一元化システム」構築等業務委託

2 業務の目的

芦屋市の実施する芦屋市国民健康保険加入者対象の特定健康診査、がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診等の受診対象者(以下「対象者」という。)に対し、時間を問わずWEB上で健診の申込が可能な環境を提供し、健診の受診率向上を図るとともに、電話による申込の管理を同じシステムに一元化することで健診申込に携わる市職員の事務負担を軽減し、保健事業の充実・強化を図ることを目的とする。

3 履行場所

受託者社内及び芦屋市呉川町14番9号(芦屋市こども家庭・保健センター)

4 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

5 業務内容

受託者は、下記のとおり「芦屋市健診予約一元化システム」(以下「システム」という。)を令和8年4月1日から運用が開始できるよう構築・導入し、履行期間内におけるシステム利用のサービスを提供する。

(1) 提供時間

システム稼働時間：0：00～24：00

システムサポート：月曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始除く) 9：00～17：30

(2) システム構築・導入スケジュール

システム構築：契約締結日～令和8年3月末まで

システム運用開始：令和8年4月1日

(3) 打合せ・会議等

システム構築にあたり、対面またはWEBにて打合せ等を実施し、記録を委託者に提出すること。

(4) 導入時支援

必要に応じ、システム運用開始までに操作研修を実施すること。

(5) 保守要件

- ① システム障害発生時は予め取り決めた連絡先へ速やかに連絡し、障害が収束するまで適宜情報共有を行うこと。
- ② 委託者からの連絡対応については、5(1)システムサポートの提供時間の通り対応すること。
- ③ システム点検など事前に予見される対応のためにシステムが利用できない時間が見

込まれる場合には、原則その日の2週間前までに委託者に通知すること。

(6) 納品物

名 称	形式・数量	納 期
芦屋市健診予約一元化システム操作マニュアル WEB申込システム操作マニュアル	・紙媒体(A4判) 2部 ・電子媒体1式	令和8年1月3 1日まで
完了報告書	・紙媒体(A4判) 1部 ・電子媒体1式	業務完了の日か ら起算して10 日以内又は令和 8年3月31日 のいずれか早い 日

6 システム内容

次の条件を満たすものとする。詳細については、別紙「機能要件調査票」のとおり。

- ・WEB・電話からの申込受付状況を一元管理できる仕組みとなっていること。
- ・外部システム（健康管理システム等）で作成された対象者データ（宛名情報、受診資格情報等）を必要に応じて変換し、システムに取り込むことができること。なお、外部システムで作成するデータの形式はCSV、文字コードはUTF-8とし、取り込みに必要な変換は芦屋市健診予約一元化システム側で行うこと。
- ・システムはSaaS型(ASP含む)とし、本市が職員に配備している業務用パソコンからLGWAN経由で利用できること。また、専用ソフトをインストールする必要がないこと。
- ・LGWAN-ASPであること又は健康管理システムから、芦屋市健診予約一元化システムへのデータ転送は、LGWAN通信で行えること。

7 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。
- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。なお、特定個人情報を取り扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、関係法令等のほか、別紙「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守

しなければならない。

8 再委託

再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。

また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

9 個人情報の取扱いの委託に関する検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報が適正に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本委託契約の規定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認する。検査実施方法については別途委託者から通知するものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対して、上記(1)の検査を行うものとする。なお、委託者が受託者を通じて検査を行うこととしたときは、受託者は検査結果について委託者に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

10 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

11 法令遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

12 庁舎の使用について

本業務を遂行するにあたっては、下記施設を使用して行うこと。

受託者社内及び芦屋市呉川町14番9号（芦屋市こども家庭・保健センター）

13 長期継続契約に係る留意事項

本業務委託は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１７年芦屋市条例第１号）第２条２号に基づく「長期継続契約」である。契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について、減額又は削除された場合には、この契約を変更又は解除できるものとする。

14 業務引継方法

令和１１年４月１日以降の受託者が変更になった場合は、契約期間満了前の本市が指定する日から令和１１年３月３１日までの期間は業務引継ぎ期間とする。

業務の引継ぎについては、今後の業務の遂行に支障のないよう、誠意を持って行うこと。

15 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

以 上